

关于公布《中华人民共和国海关注册登记和备案企业信用管理办法》的令
海关总署第251号令

《中华人民共和国海关注册登记和备案企业信用管理办法》已于2021年9月6日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自2021年11月1日起实施。2018年3月3日海关总署令第237号公布的《中华人民共和国海关企业信用管理办法》同时废止。

署长 倪岳峰
2021年9月13日

中华人民共和国海关注册登记和备案企业信用管理办法

第一章 总 则

第一条 为了建立海关注册登记和备案企业信用管理制度，推进社会信用体系建设，促进贸易安全与便利，根据《中华人民共和国海关法》《中华人民共和国海关稽查条例》《企业信息公示暂行条例》《优化营商环境条例》以及其他有关法律、行政法规的规定，制定本办法。

第二条 海关注册登记和备案企业（以下简称企业）以及企业相关人员信用信息的采集、公示，企业信用状况的认证、认定及管理适用本办法。

第三条 海关按照诚信守法便利、失信违法惩戒、依法依规、公正公开原则，对企业实施信用管理。

第四条 海关根据企业申请，按照本办法规定的标准和程序将企业认证为高级认证企业的，对其实施便利的管理措施。

海关根据采集的信用信息，按照本办法规定的标准和程序将违法违规企业认定为失信企业的，对其实施严格的管理措施。

海关对高级认证企业和失信企业之外的其他企业实施常规的管理措施。

《中华人民共和国税関登録登記および備案企業信用管理弁法》公布に関する令
税関総署第 251 号令

《中华人民共和国税関登録登記および備案企業信用管理弁法》は、2021年9月6日に税関総署署務会議の審議を通過したため、ここに公布し、2021年11月1日より実施する。2018年3月3日に税関総署令第237号として公布した《中華人民共和国税関企業信用管理弁法》は、同時に廃止する。

署長 倪岳峰
2021年9月13日

中華人民共和国税関登録登記および備案企業信用管理弁法

第一章 総 則

第一条 税関登録登記および備案企業信用管理制度を構築し、社会信用体系の構築を推進し、貿易の安全性と利便性を促進するため、《中華人民共和国税関法》《中華人民共和国税関査察条例》《企業情報公示暫定条例》《ビジネス環境合理化条例》およびその他の関連法律・行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 税関に登録登記および備案する企業（以下、企業）および企業関係者の信用情報の収集・公示、企業の信用状況の認証・認定および管理などに本弁法を適用する。

第三条 税関は、「誠実・法律遵守に対する利便化、信用喪失・法律違反に対する懲戒、法律遵守コンプライアンス準拠・公正公開」の原則に基づき、企業に対して信用管理を実施する。

第四条 税関は、企業の申請に基づき、本弁法の規定する基準および手順に従い、高級認証企業として企業を認証した場合、当該企業に対して利便的な管理措置を実施する。

税関は、収集した信用情報に基づき、本弁法の規定する基準および手順に従い、法律・規定に違反した企業を信用喪失企業として認定した場合、当該企業に対して厳格な管理措置を実施する。

税関は、高級認証企業および信用喪失企業以外のその他企業に対して通常的な管理措置を実施する。

<p>第五条 海关向企业提供信用培育服务，帮助企业强化诚信守法意识，提高诚信经营水平。</p> <p>第六条 海关根据社会信用体系建设有关要求，与国家有关部门实施守信联合激励和失信联合惩戒，推进信息互换、监管互认、执法互助。</p> <p>第七条 海关建立企业信用修复机制，依法对企业予以信用修复。</p> <p>第八条 中国海关依据有关国际条约、协定以及本办法，开展与其他国家或者地区海关的“经认证的经营者”（AEO）互认合作，并且给予互认企业相关便利措施。</p> <p>第九条 海关建立企业信用管理系统，运用信息化手段提升海关企业信用管理水平。</p>	<p>第五条 税関は、企業に対して信用向上サービスを提供し、企業の誠実・法律遵守に対する意識の強化、信用経営レベルの向上を支援する。</p> <p>第六条 税関は、社会信用体系構築の関連要求に基づき、国家関連部門と約束遵守に対する連合奨励および信用喪失に対する連合懲戒を実施し、情報の相互交換・監督管理の相互承認・法律執行における相互扶助を推進する。</p> <p>第七条 税関は、企業信用回復メカニズムを構築し、法に基づき企業に対して信用回復を与える。</p> <p>第八条 中国の税関は、関連国際条約・協定および本弁法に基づき、其他国家あるいは地区の税関との「認定事業者」（AEO）の相互認証における連携を行い、かつ相互に認証した企業に対して関連利便化措置を与える。</p> <p>第九条 税関は、企業信用管理システムを構築し、情報化された手段を運用して税関企業信用管理レベルを向上させる。</p>
<p>第二章 信用信息采集和公示</p>	<p>第二章 信用信息の収集および公示</p>
<p>第十条 海关可以采集反映企业信用状况的下列信息：</p> <p>（一）企业注册登记或者备案信息以及企业相关人员基本信息；</p> <p>（二）企业进出口以及与进出口相关的经营信息；</p> <p>（三）企业行政许可信息；</p> <p>（四）企业及其相关人员行政处罚和刑事处罚信息；</p> <p>（五）海关与国家有关部门实施联合激励和联合惩戒信息；</p> <p>（六）AEO互认信息；</p> <p>（七）其他反映企业信用状况的相关信息。</p> <p>第十一条 海关应当及时公示下列信用信息，并公布查询方式：</p> <p>（一）企业在海关注册登记或者备案信息；</p>	<p>第十条 税関は、企業信用状況を反映する下記の情報を収集することができる：</p> <p>（一）企業の登録登記あるいは備案情報および企業関係者の基本情報；</p> <p>（二）企業の輸出入および輸出入に関わる経営情報；</p> <p>（三）企業の行政許可情報；</p> <p>（四）企業およびその関係者の行政処罰および刑事処罰情報；</p> <p>（五）税関が国家関連部門と実施した連合奨励および連合懲戒の情報；</p> <p>（六）AEO 相互認証情報；</p> <p>（七）その他の企業信用状況を反映可能な関連情報。</p> <p>第十一条 税関は、下記の信用信息を適時、公示し、照会方法を公表しなければならない：</p> <p>（一）企業の税関における登録登記あるいは備案情報；</p>

<p>(二) 海关对企业信用状况的认证或者认定结果；</p> <p>(三) 海关对企业的行政许可信息；</p> <p>(四) 海关对企业的行政处罚信息；</p> <p>(五) 海关与国家有关部门实施联合激励和联合惩戒信息；</p> <p>(六) 其他依法应当公示的信息。</p> <p>公示的信用信息涉及国家秘密、国家安全、社会公共利益、商业秘密或者个人隐私的，应当依照法律、行政法规的规定办理。</p> <p>第十二条 自然人、法人或者非法人组织认为海关公示的信用信息不准确的，可以向海关提出异议，并且提供相关资料或者证明材料。</p> <p>海关应当自收到异议申请之日起20日内进行复核。自然人、法人或者非法人组织提出异议的理由成立的，海关应当采纳。</p> <p>第三章 高级认证企业的认证标准和程序</p> <p>第十三条 高级认证企业的认证标准分为通用标准和单项标准。</p> <p>高级认证企业的通用标准包括内部控制、财务状况、守法规范以及贸易安全等内容。</p> <p>高级认证企业的单项标准是海关针对不同企业类型和经营范围制定的认证标准。</p> <p>第十四条 高级认证企业应当同时符合通用标准和相应的单项标准。</p> <p>通用标准和单项标准由海关总署另行制定并公布。</p> <p>第十五条 企业申请成为高级认证企业的，应当向海关提交书面申请，并按照海关要求提交相关资料。</p> <p>第十六条 海关依据高级认证企业通用标准和相应的单项标准，对企业提交的申请和相关资料进行审查，并赴企业进行实地认证。</p>	<p>(二) 税関の企業の信用状況についての認証あるいは認定結果；</p> <p>(三) 税関の企業に対する行政許可情報；</p> <p>(四) 税関の企業に対する行政処罰情報；</p> <p>(五) 税関が国家関連部門と実施した連合奨励および連合懲戒の情報；</p> <p>(六) その他の法に基づき公示すべき情報。</p> <p>公示する信用情報が国家機密・国家の安全・社会の公共利益・商業機密あるいは個人のプライバシーに関わる場合、法律・行政法規の規定に基づき取り扱わなければならない。</p> <p>第十二条 自然人・法人あるいは非法人組織は、税関が公示した信用情報が不正確であると判断した場合、税関に異議を申し立て、関連資料あるいは証明資料を提出することができる。</p> <p>税関は、異議申請の受領日より 20 日以内に再調査を行わなければならない。自然人・法人あるいは非法人組織が申し立てた異議の理由が成立する場合、税関は受け入れなければならない。</p> <p>第三章 高級認証企業の認証基準および手順</p> <p>第十三条 高級認証企業の認証基準は、共通基準と個別基準に区分される。</p> <p>高級認証企業の共通基準は、内部統制・財務状況・法律遵守規範および貿易安全性などの内容が含まれる。</p> <p>高級認証企業の個別基準は、税関が各企業の類型および経営範囲に対して制定する認証基準である。</p> <p>第十四条 高級認証企業は、共通基準および相応する個別基準に同時に合致しなければならない。</p> <p>共通基準および個別基準は、税関総署が別途制定し、公布する。</p> <p>第十五条 企業は、高級認証企業に申請する場合、税関に書面の申請を提出し、税関の要求に基づき関連資料を提出しなければならない。</p> <p>第十六条 税関は、高級認証企業の共通基準および相応する個別基準に基づき、企業が提出した申請および関連資料に対して審査を行い、企業に</p>
--	--

<p>第十七条 海关应当自收到申请及相关资料之日起90日内进行认证并作出决定。特殊情形下，海关的认证时限可以延长30日。</p> <p>第十八条 经认证，符合高级认证企业标准的企业，海关制发高级认证企业证书；不符合高级认证企业标准的企业，海关制发未通过认证决定书。</p> <p>高级认证企业证书、未通过认证决定书应当送达申请人，并且自送达之日起生效。</p> <p>第十九条 海关对高级认证企业每5年复核一次。企业信用状况发生异常情况的，海关可以不定期开展复核。</p> <p>经复核，不再符合高级认证企业标准的，海关应当制发未通过复核决定书，并收回高级认证企业证书。</p> <p>第二十条 海关可以委托社会中介机构就高级认证企业认证、复核相关问题出具专业结论。</p> <p>企业委托社会中介机构就高级认证企业认证、复核相关问题出具的专业结论，可以作为海关认证、复核的参考依据。</p> <p>第二十一条 企业有下列情形之一的，1年内不得提出高级认证企业认证申请：</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）未通过高级认证企业认证或者复核的； （二）放弃高级认证企业管理的； （三）撤回高级认证企业认证申请的； （四）高级认证企业被海关下调信用等级； （五）失信企业被海关上调信用等级的。 <p>第四章 失信企业的认定标准、程序和信用修复</p>	<p>赴き現場認証を行う。</p> <p>第十七条 税関は、申請および関連資料の受領日より90日以内に認証を行い、決定を下さなければならない。特殊な状況において、税関の認証期限は、30日間延長することができる。</p> <p>第十八条 認証を受けて、高級認証企業の基準に合致した企業に対して、税関は、高級認証企業証書を発行する；高級認証企業の基準に合致しなかった企業に対して、税関は、認証不通過決定書を発行する。</p> <p>高級認証企業証書・認証不通過決定書は、申請者に送付しなければならず、かつ送付日より発効するものとする。</p> <p>第十九条 税関は、高級認証企業に対して5年毎に再審査を行う。企業の信用状況に異常事態が発生した場合、税関は、不定期に再審査を行うことができる。</p> <p>再審査を経て、高級認証企業の基準に合致しなくなった場合、税関は、再審査不通過決定書を発行し、高級認証企業証書を回収しなければならない。</p> <p>第二十条 税関は、社会仲介機関に高級認証企業の認証・再審査の関連問題に対する専門的結論を委託することができる。</p> <p>企業が社会仲介機関に委託して高級認証企業の認証・再審査の関連問題に対して下した結論は、税関の認証・再審査の参考根拠とすることができる。</p> <p>第二十一条 企業に下記の状況のいずれかがある場合、1年以内は高級認証企業の認証申請を提出してはならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）高級認証企業の認証または再審査を通過しなかった場合； （二）高級認証企業管理を放棄した場合； （三）高級認証企業の認証申請を撤回した場合； （四）高級認証企業が税関から信用等级を引き下げられた場合； （五）信用喪失企業が税関から信用等级を引き上げられた場合。 <p>第四章 信用喪失企業の認定基準・手順および信用回復</p>
--	---

<p>第二十二條 企業有下列情形之一的，海關定為失信企業：</p> <p>（一）被海關偵查走私犯罪公安機構立案偵查并由司法機關依法追究刑事責任的；</p> <p>（二）構成走私行為被海關行政處罰的；</p> <p>（三）非報關企業1年內違反海關的監管規定被海關行政處罰的次數超過上年度報關單、進出境備案清單、進出境運輸工具艙單等單證（以下簡稱“相關單證”）總票數千分之一且被海關行政處罰金額累計超過100萬元的；</p> <p>報關企業1年內違反海關的監管規定被海關行政處罰的次數超過上年度相關單證總票數萬分之五且被海關行政處罰金額累計超過30萬元的；</p> <p>上年度相關單證票數無法計算的，1年內因違反海關的監管規定被海關行政處罰，非報關企業處罰金額累計超過100萬元、報關企業處罰金額累計超過30萬元的；</p> <p>（四）自繳納期限屆滿之日起超過3個月仍未繳納稅款的；</p> <p>（五）自繳納期限屆滿之日起超過6個月仍未繳納罰款、沒收的違法所得和追繳的走私貨物、物品等值價款，並且超過1萬元的；</p> <p>（六）抗拒、阻礙海關工作人員依法執行職務，被依法處罰的；</p> <p>（七）向海關工作人員行賄，被處以罰款或者被依法追究刑事責任的；</p> <p>（八）法律、行政法規、海關規章規定的其他情形。</p> <p>第二十三條 失信企業存在下列情形的，海關依照法律、行政法規等有關規定實施聯合懲戒，將其列入嚴重失信主體名單：</p> <p>（一）違反進出口食品安全管理規定、進出口化妝品監督管理規定或者走私固體廢物被依法追究刑事責任的；</p>	<p>第二十二條 企業に下記の状況のいずれかがある場合、税関は、信用喪失企業として認定する：</p> <p>（一）税関から密輸犯罪の捜査を受け、公安機関から立件され捜査を受け、かつ司法機関が法に基づき刑事責任を追及した場合；</p> <p>（二）密輸行為により税関から行政処罰を受けた場合；</p> <p>（三）非通関企業の1年以内の税関監督管理規定への違反行為回数が前年度の通関申告書・輸出入備案明細書・輸出入運輸手段の積荷明細などの書類（以下、関連書類）総数の千分の一を超過、かつ税関から課された行政処罰の累計金額が100万円を超過する場合；</p> <p>通関企業の1年以内の税関監督管理規定への違反行為回数が前年度の関連書類総数の一万分の五を超過、かつ税関から受けた行政処罰の累計金額が30万円を超過する場合；</p> <p>前年度の関連書類数を計算することができない場合、1年以内に税関監督管理規定への違反行為により税関から行政処罰を受けており、非通関企業の場合、処罰の累計金額が100万円超過、通関企業の場合、処罰の累計金額が30万円を超過する場合；</p> <p>（四）納付期限の到来日より3ヶ月が過ぎても税金を納付していない場合；</p> <p>（五）納付期限の到来日より6ヶ月が過ぎても罰金・没収された違法所得および追納の密輸貨物・物品に相当する代金を納付しておらず、かつ1万円を超過する場合；</p> <p>（六）税関職員の法に基づく職務執行に抵抗・妨害し、法に基づき処罰を受けた場合；</p> <p>（七）税関職員に賄賂を贈り、処罰を受けたあるいは法に基づき刑事責任を追及された場合；</p> <p>（八）法律・行政法規・税関規則の規定するその他の状況。</p> <p>第二十三條 信用喪失企業に下記の状況がある場合、税関は、法律・行政法規などの関連規定に基づき連合懲戒を実施し、当該企業を重大信用喪失主體リストに列挙する：</p> <p>（一）食品輸出入安全管理規定・化粧品輸出入監督管理規定に違反した、あるいは固體廢棄物を密輸して法に基づき刑事責任を追及された場合；</p>
--	--

<p>(二) 非法进口固体废物被海关行政处罚金额超过250万元的。</p> <p>第二十四条 海关在作出认定失信企业决定前,应当书面告知企业拟作出决定的事由、依据和依法享有的陈述、申辩权利。</p> <p>海关拟依照本办法第二十三条规定将企业列入严重失信主体名单的,还应当告知企业列入的惩戒措施提示、移出条件、移出程序及救济措施。</p> <p>第二十五条 企业对海关拟认定失信企业决定或者列入严重失信主体名单决定提出陈述、申辩的,应当在收到书面告知之日起5个工作日内向海关书面提出。</p> <p>海关应当在20日内进行核实,企业提出的理由成立的,海关应当采纳。</p> <p>第二十六条 未被列入严重失信主体名单的失信企业纠正失信行为,消除不良影响,并且符合下列条件的,可以向海关书面申请信用修复并提交相关证明材料:</p> <p>(一) 因存在本办法第二十二条第二项、第六项情形被认定为失信企业满1年的;</p> <p>(二) 因存在本办法第二十二条第三项情形被认定为失信企业满6个月的;</p> <p>(三) 因存在本办法第二十二条第四项、第五项情形被认定为失信企业满3个月的。</p> <p>第二十七条 经审核符合信用修复条件的,海关应当自收到企业信用修复申请之日起20日内作出准予信用修复决定。</p> <p>第二十八条 失信企业连续2年未发生本办法第二十二条规定情形的,海关应当对失信企业作出信用修复决定。</p> <p>前款所规定的失信企业已被列入严重失信主体名单的,应当将其移出严重失信主体名单并通报相关部门。</p>	<p>(二) 違法に固体廃棄物を輸入して、税関から課された行政処罰金額が250万円を超過する場合。</p> <p>第二十四条 税関は、信用喪失企業認定の決定を下す前に、決定の理由・根拠および法に基づき有する陳述・弁明の権利を書面で知らせなければならない。</p> <p>税関は、本弁法第二十三条の規定に基づき企業を重大信用喪失主体リストに列挙する場合、列挙された場合の懲戒措置に関する注意喚起・リストからの削除条件・手順および救済措置も企業に知らせなければならない。</p> <p>第二十五条 企業は、税関による信用喪失企業への認定決定あるいは重大信用喪失主体リストへの列挙の決定前に陳述・弁明を提出する場合、書面による告知の受領日より5営業日以内に税関に書面で提出しなければならない。</p> <p>税関は、20日以内に事実確認を行い、企業が提出した理由が成り立つ場合、税関は、受け入れなければならない。</p> <p>第二十六条 重大信用喪失主体リストに列挙されていない信用喪失企業が信用喪失行為を是正し、良好でない影響が消失し、かつ下記の条件に合致する場合、税関に信用回復を書面で申請し、関連証明資料を提出することができる:</p> <p>(一) 本弁法第二十二条第二項・第六項の状況があったために信用喪失企業に認定されてから満1年である;</p> <p>(二) 本弁法第二十二条第三項の状況があったために信用喪失企業に認定されてから満6ヶ月である;</p> <p>(三) 本弁法第二十二条第四項・第五項の状況があったために信用喪失企業に認定されてから満3ヶ月である。</p> <p>第二十七条 信用回復条件への合致の審査を経て、税関は、企業信用回復申請の受領日より20日以内に信用回復許可の決定を下さなければならない。</p> <p>第二十八条 信用喪失企業に2年連続で本弁法第二十二条の規定する状況が発生していない場合、税関は、信用喪失企業に対して信用回復の決定を下さなければならない。</p> <p>前項で規定する信用喪失企業がすでに重大信用喪失主体リストに列挙されている場合、当該企業を重大信用喪失主体リストから削除し、関連部門に通知しなければならない。</p>
--	--

<p>第二十九条 法律、行政法规和党中央、国务院政策文件明确规定不可修复的，海关不予信用修复。</p> <p>第五章 管理措施</p> <p>第三十条 高级认证企业是中国海关AEO，适用下列管理措施：</p> <p>（一）进出口货物平均查验率低于实施常规管理措施企业平均查验率的20%，法律、行政法规或者海关总署有特殊规定的除外；</p> <p>（二）出口货物原产地调查平均抽查比例在企业平均抽查比例的20%以下，法律、行政法规或者海关总署有特殊规定的除外；</p> <p>（三）优先办理进出口货物通关手续及相关业务手续；</p> <p>（四）优先向其他国家（地区）推荐农产品、食品等出口企业的注册；</p> <p>（五）可以向海关申请免除担保；</p> <p>（六）减少对企业稽查、核查频次；</p> <p>（七）可以在出口货物运抵海关监管区之前向海关申报；</p> <p>（八）海关为企业设立协调员；</p> <p>（九）AEO互认国家或者地区海关通关便利措施；</p> <p>（十）国家有关部门实施的守信联合激励措施；</p> <p>（十一）因不可抗力中断国际贸易恢复后优先通关；</p> <p>（十二）海关总署规定的其他管理措施。</p> <p>第三十一条 失信企业适用下列管理措施：</p> <p>（一）进出口货物查验率80%以上；</p> <p>（二）经营加工贸易业务的，全额提供担保；</p>	<p>第二十九条 法律・行政法規および中国共産党中央委員会・國務院の政策文書が回復不可を明確に規定している場合、税関は信用回復を許可しないものとする。</p> <p>第五章 管理措置</p> <p>第三十条 高級認証企業は、中国税関の AEO であり、下記の管理措置を適用する：</p> <p>（一）輸出入貨物の平均検査率は、通常の管理措置を実施する企業の平均検査率の 20%、ただし法律・行政法規あるいは税関総署に特殊な規定がある場合を除く；</p> <p>（二）輸出貨物の原産地調査の平均抜取検査率は、企業の平均抜取検査率の 20%以下、ただし法律・行政法規あるいは税関総署に特殊な規定がある場合を除く；</p> <p>（三）輸出入貨物の通関手続きおよび関連業務手続きの優先；</p> <p>（四）其他国家（地区）に対する推薦農産品・食品などの輸出企業登録の優先；</p> <p>（五）税関への担保免除申請；</p> <p>（六）企業への査察・検査頻度の軽減；</p> <p>（七）輸出貨物の税関監督管理区への到着前の税関申告</p> <p>（八）税関による企業サポート職員の設置；</p> <p>（九）AEO 相互認証国家あるいは地区の税関通関利便化措置；</p> <p>（十）国家関連部門が実施する約束遵守に対する連合奨励措置；</p> <p>（十一）不可抗力による国際貿易中断からの回復後の通関優先；</p> <p>（十二）税関総署の規定するその他管理措置。</p> <p>第三十一条 信用喪失企業に下記の管理措置を適用する：</p> <p>（一）輸出入貨物の検査率 80%以上；</p> <p>（二）加工貿易業務を經營している場合、全額</p>
--	---

<p>(三) 提高对企业稽查、核查频次；</p> <p>(四) 海关总署规定的其他管理措施。</p> <p>第三十二条 办理同一海关业务涉及的企业信用等级不一致，导致适用的管理措施相抵触的，海关按照较低信用等级企业适用的管理措施实施管理。</p> <p>第三十三条 高级认证企业、失信企业有分立合并情形的，海关按照以下原则对企业信用状况进行确定并适用相应管理措施：</p> <p>(一) 企业发生分立，存续的企业承继原企业主要权利义务的，存续的企业适用原企业信用状况的认证或者认定结果，其余新设的企业不适用原企业信用状况的认证或者认定结果；</p> <p>(二) 企业发生分立，原企业解散的，新设企业不适用原企业信用状况的认证或者认定结果；</p> <p>(三) 企业发生吸收合并的，存续企业适用原企业信用状况的认证或者认定结果；</p> <p>(四) 企业发生新设合并的，新设企业不再适用原企业信用状况的认证或者认定结果。</p> <p>第三十四条 高级认证企业涉嫌违反与海关管理职能相关的法律法规被刑事立案的，海关应当暂停适用高级认证企业管理措施。</p> <p>高级认证企业涉嫌违反海关的监管规定被立案调查的，海关可以暂停适用高级认证企业管理措施。</p> <p>第三十五条 高级认证企业存在财务风险，或者有明显的转移、藏匿其应税货物以及其他财产迹象的，或者存在其他无法足额保障税款缴纳风险的，海关可以暂停适用本办法第三十条第五项规定的管理措施。</p>	<p>の担保提供；</p> <p>(三) 企業への査察・検査頻度の引き上げ；</p> <p>(四) 税関総署が規定するその他の管理措置。</p> <p>第三十二条 同一の税関業務に関わる企業信用等级が一致せず、適用管理措置が相互に抵触する場合、税関は、低い方の信用等级企業に適用する管理措置に基づき管理を実施する。</p> <p>第三十三条 高級認証企業・信用喪失企業に分割・合併の状況がある場合、税関は、以下の原則に基づき企業の信用状況に対して確定し、相応する管理措置を適用する：</p> <p>(一) 企業に分割が発生し、存続企業が元の企業の主要権利・義務を継承した場合、存続企業に元の企業の信用状況の認証あるいは認定結果を適用し、その他の新設企業には、元の企業の企業の信用状況の認証あるいは認定結果を適用しない；</p> <p>(二) 企業に分割が発生し、元の企業が解散した場合、新設企業には、元の企業の企業の信用状況の認証あるいは認定結果を適用しない；</p> <p>；</p> <p>(三) 企業に吸収合併が発生した場合、存続企業に元の企業の信用状況の認証あるいは認定結果を適用する；</p> <p>(四) 企業に新設合併が発生した場合、新設企業には、元の企業の企業の信用状況の認証あるいは認定結果を適用しない。</p> <p>第三十四条 高級認証企業に税関管理機能に関する法律法規への違反の嫌疑がかかり、刑事立件を受けた場合、税関は、高級認証企業管理措置の適用を一時停止しなければならない。</p> <p>高級認証企業に税関監督管理規定への違反の嫌疑がかかり、立件され調査を受けた場合、税関は、高級認証企業管理措置の適用を一時停止することができる。</p> <p>第三十五条 高級認証企業に財務リスクがある、あるいは課税貨物およびその他財産の移転・隠匿の明らかな形跡がある場合、もしくはその他の税金納付を全額保障することができないリスクがある場合、税関は、税関は、本弁法第三十条第五項の規定する管理措置の適用を一時停止することができる。</p>
--	--

<p>第六章 附 則</p> <p>第三十六条 海关注册的进口食品境外生产企业和进境动植物产品国外生产、加工、存放单位等境外企业的信用管理，由海关总署另行规定。</p> <p>第三十七条 作为企业信用状况认定依据的刑事犯罪，以司法机关相关法律文书生效时间为准进行认定。</p> <p>作为企业信用状况认定依据的海关行政处罚，以海关行政处罚决定书作出时间为准进行认定。</p> <p>作为企业信用状况认定依据的处罚金额，包括被海关处以罚款、没收违法所得或者没收货物、物品价值的金额之和。</p> <p>企业主动披露且被海关处以警告或者海关总署规定数额以下罚款的行为，不作为海关认定企业信用状况的记录。</p> <p>第三十八条 本办法下列用语的含义：</p> <p>企业相关人员，是指企业法定代表人、主要负责人、财务负责人、关务负责人等管理人员。</p> <p>经认证的经营者（AEO），是指以任何一种方式参与货物国际流通，符合海关总署规定标准的企业。</p> <p>第三十九条 本办法由海关总署负责解释。</p> <p>第四十条 本办法自2021年11月1日起施行。2018年3月3日海关总署令第237号公布的《中华人民共和国海关企业信用管理办法》同时废止。</p>	<p>第六章 附 則</p> <p>第三十六条 税関が登録する輸入食品国外生産企業および輸入動植物商品の国外生産・加工・保管単位などの国外企業の信用管理は、税関総署が別途規定する。</p> <p>第三十七条 企業信用状況の認定根拠とする刑事上の犯罪は、司法機関の関連法的書類の発効日を基準として認定を行う。</p> <p>企業信用状況の認定根拠とする税関の行政処罰は、税関行政処罰決定書の作成日を基準として認定を行う。</p> <p>企業信用状況の認定根拠とする処罰の金額には、税関から課された罰金・違法所得あるいは没収貨物・物品の価値の金額の和を含む。</p> <p>企業の自主的な開示により税関から受けた警告あるいは税関総署から課された規定額以下の罰金行為は、税関認定企業の信用状況の記録としない。</p> <p>第三十八条 本弁法の下記の用語の含意は、以下の通りである：</p> <p>企業関係者とは、企業の法定代表人・主要責任者・財務責任者・税関事務責任者などの管理者を指す。</p> <p>認定事業者（AEO）とは、いずれかの方法で貨物の国際流通に参加する税関総署の規定する基準に合致する企業を指す。</p> <p>第三十九条 本弁法は、税関総署が解釈の責を負う。</p> <p>第四十条 本弁法は、2021年11月1日より施行する。2018年3月3日に税関総署令第237号として公布した《中華人民共和國税関企業信用管理弁法》は、同時に廃止する。</p>
--	---